

第2回「都市計画基本方針検討」小委員会

議 事 録

平成28年10月19日

第2回「都市計画基本方針検討」小委員会 議事録

1. 開催日 平成28年10月19日(水)
2. 開会時間 午前10時00分
3. 閉会時間 午前11時50分
4. 開催場所 アストプラザ 会議室1
(三重県津市羽所町700番地 アスト津 4階)
5. 議題 「三重県都市計画基本方針(案)」の検討
6. 出席委員氏名 (議席番号は三重県都市計画審議会と同一)
 - 第1番委員 朝日 幸代
 - 第2番委員 村山 顕人
 - 第4番委員 柳川 貴子
 - 第7番委員 井上 かず子

<事務局>

本日出席予定の委員の皆さまがおそろいになりましたので、ただ今から第2回都市計画基本方針検討小委員会を開催いたします。私、本日司会を担当いたします、県土整備部都市政策課長の柘屋でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

委員会の開催にあたりまして、同じ県土整備部住まいまちづくり担当次長の渡辺から一言、ご挨拶をさせていただきます。

<事務局>

みなさん、おはようございます。委員の皆さまにはご多忙の中、ご出席をたまわりありがとうございます。また、第1回の小委員会後に個別協議にお時間を取っていただきまして、ありがとうございました。

本日は、第1回の小委員会でお示した基本方針の前半部分につきまして、各委員からいただきましたご意見、そして市町や関係部局のほうからの意見をふまえて、修正した箇所について説明をさせていただきたいと思っております。

次に、後半部分についてご議論をいただきたいというふうに考えております。基本方針の策定に向け引き続きご審議をお願い申し上げまして、簡単ではありますが開会の挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

<事務局>

それでは、早速でございますが、ここから先の進行につきまして村山委員長にお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

<村山委員長>

皆さん、おはようございます。ここから進行を担当します。

まず、小委員会の議事録の署名者2名を、三重県都市計画審議会運営要綱第10条の規定に基づき、委員長から指名させていただきたいと思っております。本日は柳川委員と、それから井上委員にお願いしたいと思っておりますが、よろしいでしょうか。お願いします。

次に、本日出席されています委員の人数は4人ですので、委員総数の2分の1以上であり、三重県都市計画審議会条例第6条第2項の規定に順じ、本委員会は成立いたしますことを報告します。

それでは、議案の審議に入る前にまず、審議の公開についてご審議いただきたいと思います。三重県都市計画審議会運営要綱第8条第1項では、非公開とできる場合を規定していますけれども、今回ご審議いただきます議案については特段、非公開とできる場合に該当しないと思っておりますので、公開としたいと思いますがいかがでしょうか。

(異議なしの雰囲気)

では、異議ないようですので公開することを決定いたします。本日の傍聴人につきまして、事務局よりご報告をお願いします。

<事務局>

本日、一般傍聴者のかた、2名がいらっしゃっています。報道機関については今のところいらっしゃってございません。

<村山委員長>

分かりました。それでは、傍聴者のかたに入場していただきたいと思います。

(傍聴者 入場)

それでは、傍聴に際しまして、傍聴の方々に注意事項をご説明いたします。傍聴者の方々におかれましては、お配りしております傍聴要領にもとづいて、その内容に従っていただきますようお願いいたします。なお、この規定に違反したときには注意し、また、これに従わないときにはご退場いただく場合がありますので、あらかじめご了承ください。

続きまして、本日の資料について確認させていただきます。事務局からお願いします。

<事務局>

本日の資料ですが、お手元に事項書1枚、それから資料がホチキス留めの資料を1の1。それから、1枚ものです、1の2。それから、資料1の3。そして資料2の1、これも1枚ものです。資料2の2が叩き台、本編になります。こちらになります。最後に資料3ということでスケジュールが1枚。お手元には、委員の皆さまには資料編のほうもお手元のほうへお配りさせていただいたところ。以上です。

<村山委員長>

ありがとうございます。みなさん、ございますでしょうか。では、議題の審議に入りたいと思います。事項書にもとづいて、まずは議題のひとつ目、第1回小委員会開催以降の検討、進捗状況について事務局から説明をお願いいたします。

<事務局>

それでは、事務局からご説明いたします。都市政策課の橋本です。よろしく申し上げます。まず、説明に入る前に資料3のスケジュール表をご覧ください。

第1回の審議会が8月の5日に小委員会、開催させていただきました。スケジュールの確認、方針の構成および基本方針の内容の一部、前半部分ですね。こちらのほうを検討いただきました。

その後、8月中に第1回の庁内連絡会議を開催し、合わせて市町との検討会も開催させていただきました。

その後、9月に入りまして、個別協議というかたちで委員の皆さまに意見をいただきながら、後半部分についてもお示しして、ご意見などもいただいたところでございます。

本日、10月19日までの間に再度、第2回との市町との検討会を開催いたしまして、個別に協議いただいた意見などもふまえた内容についてお示しし、これについても市町からご意見いただいたところでございます。これらのご意見、および修正点について、まずはご説明させていただきます。

資料1の1をご覧ください。個別協議の中でもお示しさせていただいたところですが、第1回の小委員会でもいただいた主な意見について、ご案内のとおり本編の内容のほうに追記させていただいたものと、10ページ以降なんです。資料編等に反映させていただいて検討の参考にしていくというようなものもあります。一部は、本編のほうに記載もしたものとございます。

5ページのほう、お開きいただけますでしょうか。前回の第1回で少し大きな点でご意見いただいた課題がございます。4番の、現行のマスタープランの検証から見えてきた課題の整理というところで、資料の見せ方として工夫すべきであるということで、良い点、悪い点をきちんと整理すること。

それから、社会情勢と今後の課題がどんな流れになるのか、その実現手段はどうしていくのか、などについてもご意見いただきました。このあたりについて、丁寧に記載をさせていただいているところです。

また、その下の部分ですが、第3章の部分については、都市づくりの方向の中に「勇気ある撤退」という松本先生のお言葉もありましたが、その縮小していきなり、都市の健全化を図るうえでそういったことが必要であるということも明記していく、というようなご

意見をいただいているところがございます。大きな部分ではこちらのところになります。

続きまして、資料 1 の 2 と 1 の 3 で、庁内と市町からの意見の概要を整理したところがございますが、全般にわたりましてご指摘いただいたことで大きな点については、庁内の会議の中では企業誘致の点について、あるいはリニア新幹線など、これからの三重県のビジョンに関する方向性についてご意見をいただいています。

また、資料 1 の 3、市町の意見といたしましてはやはり、今後の市街化区域であるとか、あるいは産業の活性化のための工業の誘導であるとか、こういった点について、個別の意見もたくさんいただいたところがございます。

また、資料のなかで策定に対する体制であるとか、あるいは、表記に関するご意見をいただいたところがございます。このあたりは丁寧に修正させていただきました。

ということで、内容的には 1 の 1 から 1 の 3 までの内容になっています。内容のほうですね、見ていただくことになりますので、このあたりまでで何かお気づきの点があればお話しいただけたらなと思います。

<村山委員長>

ありがとうございます。では、ここまでのところで何かご質問等ございますでしょうか。すみません、私から 1 つ、資料 1 の 1 の 5 ページのところに、前回、私と松本委員が申し上げた、現行マスタープランの検証から見えてきた課題の整理で、課題の整理をフロー図にして示すって書いてあるんですけども、これは今日の資料ではどこにあるんでしょうか。また後から説明があるんですか。

<事務局>

そうです。

<村山委員長>

そうですか。一応どこにあるのかだけ。

<事務局>

資料 2 の 2 の 35 ページのところに、フロー図として今回記載させていただいているところですよ。後ほど丁寧に説明させていただきますので、申し訳ございません。

<村山委員長>

ありがとうございます。その他、いかがでしょうか。前回の意見について、ご対応をいただいていると思いますけれども。もしなければ、続いて説明をいただいて。

どうぞ、朝日先生、お願いします。

<朝日委員>

前回、私のほうで観光についての産業の特徴を捉える、宿泊統計を利用したらどうかというふうにお話をさせていただいて、それで、観光客の滞在縮図っていうのを 3 ページのほうでデータを載せていただいているんですけど、こちらは多分、聞き取り調査のデータなんですけれども、観光庁での宿泊統計ですと三重県全体でしかデータは出てないんですが、全体の、一応、三重県の年間の推移みたいなものは多分データが取れるので、少し時系列でもしデータが取れば多分取れると思うんですけど、入れていただくと、全体にどういうふうなバランスなのかっていうのがちょっと分かるんじゃないかなというふうに思います。

若干、ひょっとしたら、この聞き取り調査のデータとのすう勢がちょっと違うかもしれないので、あちらは確か従業員数が 10 人以上の宿泊施設だったと思いますが、そちらについてのすべての期間の調査ですので、かなり明確には、その抽出する対象は 10 人以上の従業者ということで、かなり小規模宿泊施設は入ってませんけれども、ただし、正確な数値があると思いますので、そちらを時系列でもし取れたらそれを入れていただくといい

んじゃないかな、と思います。

そうすると、実際は、その観光のケースですと、遷宮の年との違いみたいなものも出てきていて、どれぐらい、かなりそういう外部的要因で、地域の経済活動が影響を受けざるを得ない状況でもあると思うんですね。

どこまでマスタープランの中でそういうところも配慮していくのかというのが、かなり地域別の、最終的には伊勢志摩というのはその辺、大きく影響を受けると思いますので、その観点が少し示せるんじゃないかと思います。以上です。

<村山委員長>

事務局、お願いします。

<事務局>

経年変化につきましては、本編資料 31 ページの下の部分で、21 年度からグラフにするともう少し変化がよく分かるかもわかりませんが、表記させていただいておまして、おっしゃられますように、式年遷宮の付近で伊勢志摩地域がぐんと数値が大きくなっている、というようなことも分かります。

それから、おっしゃられましたように少し、三重県の統計とは別に、すべての対象に対してアンケートを実施している部分での推移ですね、こちらについてもちょっと調べて動向を見てみたいと思いますので、よろしくお願いします。

<村山委員長>

よろしいですか。

<朝日委員>

はい。

<村山委員長>

ありがとうございます。他によろしいでしょうか。じゃあ、次に進みましょうか。よろしくお願いします。

<事務局>

それでは、議事のふたつ目になります。都市計画基本方針（案）の内容についてということで、本編資料になります、資料 2 の 2 というほうから説明をさせていただきます。先ほどもご案内させていただきましたように、これまでいただいた意見については、前回の小委員会からの変更部分について、赤字で記載させていただいております。さらに、目次で見ていただきますと、目指すべき構造のところ、3 章の 2 の一部まで前回説明させていただきました、3 章の 3 というところからが新しい項目になっております。ここについては特に、今のところ黒の表示をさせていただいています。さらに、内部で協議をさせていただいて上層部へ上げた際に、ご意見というか、もう少し委員の方々に意見を聞くということでご提示されたものについて、まだちょっと検討中のような表記で残している部分もございますので、ご案内させていただきます。

それでは、資料のほう、第 1 章の 1 ページのほうからご案内させていただきます。第 1 章の 1 ページにつきましては、基本方針の策定体制というものを追記しております。これにつきましては市町のほうから、その策定の審議はどういう形でされているのかというようなことを明記していただきたいと、記載がありました。さらに、表現のところで、2 の 2 ページや 1 ページのところでもそうなんです、三重県都市マスタープランという表記を法定の、都市計画区域マスタープランに表記を直したりしておまして、統一した言葉で表記をしています。

3 ページになりますと、3 ページにつきましては前回のご意見でありました、超高齢社会に対応していくということや、それから、生産人口の動向についてもしっかり把握する。

空き地、空き家に関する表記などもこれの中に表記して、全体を見ていくというということで、ご意見いただいたということで修正しております。

4 ページにつきましては、大規模自然災害の中に、県庁内の意見ですけれどもやはり地球温暖化、こちらでも環境に関する表記なども必要である、ということ意見をのほうをいただきまして、記載させていただきました。

さらに5 ページなんですけど、これは個別の意見聴取、あるいは、当初のときからお話がありましたが、やはり産業に関する部分で全国的な社会情勢、いわゆる産業のグローバル化の進展というような方向の中で、三重県がどういう産業を進めるのかということについて、やはり情勢を書いて県の状況を示していくというようなことで、平成28年3月に三重産業振興戦略という形で内容のほうを表記しておりますが、大きな3つの柱がございまして、本県におけるその方向について示させていただいたり、リニア新幹線等の開業などについても表記させていただいているところでございます。

6 ページ以降の関連する諸計画、法令整備の動向につきましては、ポイントとなる事項を整理させていただきまして、前回までの表記の内容についてはできる限り入れるということで、資料編のほうに記載させていただいています。

また、三重産業振興戦略の中身や景観計画、それに広域緑地計画、こういったものについて修正、あるいは追記させていただいています。法令整備、制度改正の部分につきましては、最新の事例をとということで見直させていただいた部分や、都市農業振興基本法という新しい法律にもとづく都市農地の振興方針についても、記載をさせていただいているところです。これは庁内のほう、あるいは市町のほうからも意見がございました。

続きまして、11 ページです。圏域の検証というところでございますが、圏域の検証にしまして、新たに圏域の検証をしたうえで都市計画区域の再編に関する検証部分について、表記をさせていただいております。これは事務局側の中で、あるいは、前回の検証の反省ということ、いわゆる前回の基本方針の方向を確認する、という部分が少しうすかったということもありまして、先生方からのご意見もふまえたうえで、都市計画区域の再編の状況について記載をさせていただいております。

12 ページには具体的にその合併の必要な都市計画区域を表示したうえで、その動向についても記載させていただいているところでございます。

さらに13 ページなんですけど、13 ページにおきましては、これまでの都市計画の手続きの中で記載してきた内容をすべて盛り込んで表記しているところであるとか、字句の訂正等、一部させていただいているところでございます。

以降ですね、おおむね内容について見ていただいてご意見なかったんですが、19 ページのところに、前回、松本先生からこの前に実はA3の表で拠点の位置づけや色々な動向があったんですけれども、まさにその内容っていうのは資料であって、それよりも色々な拡がりを持っている状況について示していくべきではないか、ということで、公共交通に関する広域拠点のアクセス性ということで、例として、今回、津駅のアクセシビリティ指標の活用の手引きというものを参考にいたしまして、どういった拡がりがあるのかということで、1時間で到達する圏域というのはこういう拡がりがあって、こういったところに居住や、あるいは、色々な津の駅前に必要な機能を有する活動が含まれるのではないかなど、それから将来の人口、30年先の人口に、20年先ですけれども、その人口に関しても一応表示をして、その関係も表示しているというようなことでございます。これは一応参考で、19 ページには津の津駅について挙げておりますが、資料編のほうでは各圏域、主な、主要な駅についての検証も行っているところです。

さらに、25 ページのところなんですけど、25 ページの津波浸水想定のところなんですけど、

市町のほうからは、やはり津波浸水の理論上最大という考え方もあるんだけど、過去最大クラスでやるような方向を明確にしているのかというような質問がございました。

三重県におきます津波浸水想定については、できるだけ安全性を担保するというので、前回、お示しさせていただいております、「三重県地震・津波被害の低減に向けた都市計画指針」の中でその方向を示しております、安全性の高いものから順に追って進めていく、というようなことで考えていますので、過去最大クラスにとらわれるということではないということで、そのあたりを表記させていただいております。ただし、こちらの部分としては、やはり過去最大クラス程度でどれぐらいの影響があるか、というようなことを例として挙げさせていただいているということです。

あと、26、27 ページですね、一部最新の情報が入りましたのでこのあたりはデータの更新等を行わせていただいているところです。

31 ページで熊野古道などの表記がありました、文字の変更がございました。

それから、33 ページですが、現行マスタープランの検証から見えてきた課題の整理というところで、先ほども言いましたように、圏域の設定についてということと都市計画区域の再編について、という流れを共に追って課題を整理させていただいております。

前回、このあとに圏域ごとの整理もしていましたが、圏域については後ほど整理させていただくということで、ここでは現行のマスタープランから見えてきた圏域の設定や、都市計画区域の再編について整理をさせていただいたうえで、持続可能な地域づくりなどにこれまで行ってきた都市計画の手続き等やリニア新幹線等の表記などを、34 ページのほうにも記載させていただいております。

35 ページをご覧ください。先ほどありましたように、委員の皆さまからいただいた意見の中でフロー図を作成するというので、やはり対外的にお示しする場合であるとか、説明の過程で必要であるということで、現行の都市づくりの方向という前回の方向に対して社会情勢の変化、そして現行マスタープランでの検証内容、そして都市づくりの課題について整理したうえで、今回の新しい都市づくりの方向の見直しの考え方を示しています。

こちらに書いてある内容は先ほどご説明した内容がほとんどですが、やはり、こちらの中にも十分に達成できなかったことなども表記したうえで、ある一定、その方向性と反省点もふまえて、都市づくりの課題というところで表記をしているところがございます。

後ほどご説明しますが、実は内部、特に部長のほうへ上げさせていただいたときにこの都市づくりの方向、施策の柱について緑豊かな都市づくり、例えば美しい魅力ある、個性あふれる地域づくりの中の、緑豊かな都市づくりと書いてありますが、これまではこういった抽象的な表記で良かったのかもしれないけれども、ある一定、例えば公園の面積が充足して問題が達成できたのであれば、そういったことに対して具体的な方向を示すべきで、例えば、緑化の面積が足りてきたので維持していこうとか、質を向上していこうというような表記に変わるのではないかと、であるとか、色々な視点をしっかり、基本方針であっても具体の方向性をより明らかにしていくということが必要ではないのか、というようなご指摘もいただいているところです。

ですので、今回、この考え方の整理の中で、ひとつひとつの矢印について明確な方向性が出せていないところがひとつ課題となっていることと、施策の柱という部分が少し、まだ抽象的過ぎて表記はどうかというようなことについて、ご意見をいただいております。

資料の 37 ページになりますが、37 ページのほうは先ほど、一番右側のほうにありました都市づくりの考え方の見直しの部分のところに表記を直しまして、一番右側に、都市づくりの方向として三重県の特性に応じた集約型都市構造の形成を目指す、という表記とさせていただきます。これは、前回の意見の中でやはり都市づくりの方向、いわゆる

手法ですが、集約型都市構造を目指していくんだ、ということについては明確に示すべきではないかという、小委員会でのご意見をふまえて一番右側の矢印に挙げているところです。

朝日委員のほうから、「三重県の特성에応じた」ではなくて「地域の特성에応じた」ではないかというようなご意見をいただいております、このあたりも再度、検討をしていかなければならないかなというふうに考えているところです。

38 ページですが、38 ページのところでは、先ほどもお話をさせていただいたように要検討ということで、青っぽい色で、施策の柱についてももう少し検討を進めていくべきだという、内部からの指摘がありまして、現在のところはこれまで、流れ、説明もしてきたところでございますので、表記のほう、変更はしておりませんが要検討であるというふうに考えています。

39 ページ以降ですが、少し、ちょっと大きく構成を変えております。まずは、39 ページで、三重県が目指す都市構造という中で、どういう背景のもと、どうしていくのかという流れを作っています。1、片括弧 1 の、目指すべき都市構造の形成に向けた変革の観点というかたちにしてあります。

つまり、これは前回の基本方針から今の基本方針までの間に、その基本方針で目標とした部分が達成できたかどうか、という視点が 1 番最初、検証というかたちで第 2 章で取りまとめてきました。しかし、前回、方向性を明らかにしたものは変わってきた、都市構造形成に向けた変革があった、という部分について変革の視点として示すと。前回の計画をしたものから時代の背景にともなってギャップが出てきた部分、ここの部分を挙げるというかたちにしてそれを 3 つ挙げています。それが都市経営の観点、都市防災の観点、都市活力の観点としておりまして、都市経営の観点では立地適正化計画などを背景に、行政の視点をさらに、商業地、工業地、住宅地といったような土地利用だけではなくて生活サービスの効率性という意味の中で、それぞれの施設の機能やその充足度など、具体のものを示していくこと。さらには、固定資産税など、具体の税収や都市の機能の維持に関するようなこと。こういった視点まで目を落として表記をさせていただいているということです。

次に、大規模自然災害の被害低減に向けた都市構造の形成に関しましては、前回、指針の検討の中で進めてきた内容をベースといたしまして、新たに生まれています洪水や土砂災害と、こういったものについても同様の考え方を示していくということで、整理をさせていただいております。

産業振興の点につきましては、これは産業の観点について、より具体の方向性を示していくということで考えておりまして、具体には、近年の経済産業省や、そういった中部の局のほうで示されたような内容をふまえて整理をしていく、というようなことにあたっての、例えばですが、経済産業省の企業立地のアンケートの中では工場の立地に関する表記がありまして、資料編の 68 ページの下のところですが、工業立地の動向調査に関する立地選定の理由、立地規模ということで書かせていただいております、経済産業省の 28 年度上期の立地に関する、選定にあたっての事業者が最も重視した点というところでありまして、本社や他の自社工場への近接性であるとか、工業団地であること、いわゆる住宅地が付近にないようなことですね。こういったことから始まりまして、ずっと見ていくと、高速道路が利用できる、市場の近接性などがございますが、ここで注目したのが自治体の誠意、積極性、迅速性という点です。

つまり、自治体において、そういった手続きの迅速性などについても加味をしていくということなんですが、都市計画でそういったことができるかという、都市計画の手続き

の中で、あらかじめ想定した区域に対して手続きがスムーズにいく、というようなことも考えられます。こういった点について、市町とよく話していこうというようなことを考えています。

さらに、右側の 69 ページの上のところなのですが、これは中部の経済産業局ですね。こちらのほうからの報告がございまして、三重県内の立地状況の中で、これは中部圏の立地状況の中で 5 ヘクタール以上という面積で立地してきたものと、5 ヘクタール未満で立地してきた状況を見ていただくと、割合が本当に少ない。5 ヘクタール以上で立地してきた部分は、少ないというような状況が見て取れます。

これらを考えまして、産業の誘致に関する考え方をもう一度見直そう、ということで整理のほうを進めていきたいというようなことを考えまして、このあたりで 40 ページの表記の部分、若干ですが表記を変えているところがございます。

さらに、41 ページにつきましては、特性に応じて集約型都市構造の形成に関する考え方、地域特性に応じて、という意味なんですけれども、こちらの部分は前回のマスタープランの基本方針の検証と今回の変革の観点を合わせて、総合的に見た場合にどうしていくのかというような表記をしていこうと思っています。

ここの部分、少し、まだちょっと足りない部分がございます、例えば下のほうの拠点につきましては広域拠点のみの表記となっておりますが、やはり地域の皆さんにしっかりと、市町の皆さんにも示していく意味で、色々な地域拠点であるとかその他の拠点に関する表記や、ネットワークに関しても高速道路、公共交通に関するような部分を丁寧に考えていきたいなというふうに思っています。

市街地の範囲につきましてはの表記につきましても、原則、拡大をしない方向なんです、大規模自然災害や、あるいは経済の持続可能性のために拡大をする部分についての表記をしております。このあたりについて、もう少し市町さんの意見も聞きながら反映させていただきたいな、というふうに思っています。

次の 42 ページからが新たな項目になります。42 ページ以降が都市計画区域マスタープランについて、ということになります。

前回からここのご説明をしていないところなので、内容のほうを追って説明させていただきます。42 ページの片括弧 1、計画の構成をご覧ください。計画の構成といたしましては、前回の基本方針でも示させていただいておる中で、広域の検討部分を示します圏域マスタープランということで、20 年先の都市像を展望いたしまして、現状と計画、都市計画が担うべき課題や理念や目標というものを明らかにしたうえで、都市計画の目標を表記していこうというふうに思っています。

また、区域マスタープランにおきましては、圏域マスタープランにおいて、都市づくりの目標に則した都市計画区域ごとの具体的な土地利用の規制や、主要な都市計画の決定方針を明らかにいたします。

具体的に、表記内容につきましては四角の枠の中に示しておりますが、前回のマスタープランと表記の内容はおおむね同様とさせていただいておりますが、一番下のところに表記した、特に都市防災に関する記載については基本方針、施策の概要を示していくということで、詳細なものを明記しているところがございます。

43 ページ、都市計画区域に関する考え方、よろしいでしょうか。43 ページの都市計画区域に関する考え方につきましては、前回までは市町村合併が主流、合併後の大きな変革がマスタープランの改定でございましたので、そのあたりを表記しておりました。

今回は合併という言葉は取り除きまして、それぞれの都市計画区域の内容について判断したうえで、さらに広域の都市計画への再編の必要性なども表記をしているところです。

44 ページに関しましては、都市計画区域の拡大等の見直しについてということで、都市計画区域は今現在、おおむね 50、60 年、おおむね大きさは変わっていませんが、一部、都市計画区域を縮小したり拡大したりというようななかたちの中で、現在人口の 9 割がこの都市計画区域の中に含まれることになるんですけれども、こういった部分で検討を進めているところなんです、やはり、都市計画区域外のところで開発が進んでいるところもございまして、こういったところについては準都市計画区域の指定や建築基準法の適用、あるいは条例による、自治体の条例による対応ということが望まれる、というような表記をしています。

45 ページでは、片括弧 3 ですが、都市計画区域マスタープランの個別項目の考え方ということで、目標や区域ごとの土地利用の方針ですね、区域区分に関するところを表記させていただいています。このあたりについても少し、前回とは違うのは立地適正化計画など、具体の人口減少の中で進めるべき施策の表記を加えているところです。

さらに、46 ページの、ローマ数字の大きいほうの 3 ですね、主要な都市計画部分につきましては市街化調整区域、線引き都市計画区域の市街地部分ですね。こういった部分に関する表記、それから都市計画区域外というふうに表記のほうをさせていただいておりますが、特に市街化区域内に関しまして、A の市街化区域ですね、こちらの部分で後半部分に示させていただいておりますように、特性に応じた集約型に向けた市町の立地適正化計画の取り組みを促進しつつ、そういったものと整合を図っていくということで、この中でコンパクトにしていくという意味ではその上の段に集団的な農地や森林等、こういった都市内の農業の場であるとか、緑地に関するところも適切に保全していく表記をしっかりと明記しているところでございます。

市街化調整区域については、これ以上市街化の促進をさせないということは前提条件としてございますが、既存集落や、あるいは地域の維持向上のための開発に関する部分でその理念や計画を明確に示していく、というようなことを表記しております。線引き都市計画区域においても同様の表記をさせていただいているところでございます。

D の都市計画区域外につきましては、先ほどもお話ししましたように、開発の動向なども見て、都市計画区域マスタープランの中では全体の検討をした上で整理をしていますが、こういったところも区域マスタープランの中で表記をしていくということや、既存集落については、農業の政策であります小さな拠点等の位置づけと整合を図りながら、利便性の確保などを考えていくというふうに表記しているところです。

47 ページ、②、大規模自然災害ということで、これについては、実は前回の内容ではこれほど大きく取り上げて表記したものではありません。変革の観点というかたちで、今回、挙げさせていただいているところです。流れとしましては、やはりリスクの少ないところへ居住系や公共系の施設を誘導する。業務系については、そういった産業活動の支障にならない程度で配慮しながらも維持していく、というような表記を同じくさせていただいているところです。工業系の土地利用に関しては、前回の基本方針にもありました工業系土地利用誘導ゾーンを選定しつつ、工業系の立地などを促進する区域を示していきたいというふうに考えています。

こちらについては、表記のほう、新たな内容とはなっていませんが、先ほどお示したように前回からの反省点をふまえて、今回どのような工業誘致や、あるいは、どういった区域を工業誘致のゾーンとするのかということを検討していくのか、ということの方針として挙げています。

その他、都市施設に関する方針につきましては、道路や公共交通、下水道、河川といったものを示しています。市街地開発事業におきましても同様に表記をしているところです。

特に 49 ページの③、その他の都市施設に関する部分では津波防災拠点などの形成であるとか、あるいは立地適正化計画におけます教育文化施設、社会福祉施設などの必要な施設について都市計画として決定し、着実な整備を進めるといような表記を新たに挙げているところです。市街地開発の区域については、これまで以上に歴史、文化といったことの観点であるとか、立地適正化計画にともないます駅周辺の拠点の整備であるとか、こういった部分についても表記させていただいております。

それ以外につきまして、自然環境の整備、または保全に関する方針、地域の特性に応じて定める事項などを整理しておりますが、こちらにも先ほどの施設等に表記できなかった都市防災に関する観点であるとか、自然環境、広域交流に関する部分で観光資源などの活用などを挙げております。また、歴史文化に関するものにつきましては景観法であるとか、条例にもとづく手続きを進めるといようなことについても、積極的に表記させていただいたところです。

このように、皆さんからいただいた意見も反映して、第 1 章から第 3 章までのすべての項目について表記のほうは終わりました。

これに関しまして、実は松本先生のほう、今日、ご欠席ということで事前にご意見をいただいているところで、資料 2 の 1 をご覧ください。先に紹介させていただきますが、よろしいですか。

<村山委員長>

お願いします。

<事務局>

松本先生からのご意見ということで、第 1 回目の小委員会で拠点の一覧について、先ほどもありましたが、この内容については各地域を図に、資料編に示してはどうか、それよりは、いろいろ拡がりのあることを示すようなイメージ図のほうが良いであろう、ということ。

それから、主要な公共施設の配置などの水準を表すということで、今回載せさせていただいているところですが、現行マスタープランの課題の整理ということや、都市マスタープラン上の課題に捉えると勘違いされるおそれがないかということで、これはどういうことかということ、現行のマスタープランの課題と見えてきた新しい課題をきちっと分けるべきということで、先ほど話しましたように、基本、前回の基本方針で課題があつて、それを解決してきていてクリアした部分と達成できなかった部分。

それと、新たな視点でやらなきゃいけない変革の観点という表記で、そのあたりを具体的に分けて表記をさせていただいているということで、このあたりが松本先生の意見もちょっと反映させていただいて、示させていただいている点でございます。

その他、ここでも 3 つの観点を打ち出すことは評価するんだけど、先ほどの変革の観点としてしていくことや、もうひとつ、一番下の黒丸ですけども、厳しい表現が目立つが夢の持てる部分もがんばって書いてもらえたらということで、これは何かと言いますと、コンパクトにしますよって結局小さくすることでしょう、という話。

それからふたつ目の防災に関して、危険ですよ。これもちょっとネガティブな話であるので、産業だけががんばるといことはあるのかもしれないんだけど、例えば美しく魅力、個性あふれる地域づくりという点について、もう少し明るく将来の街が見えるようなかたちの表現も、変革の観点ではないかもしれないけれども、表記してはどうかというようなご指摘などをいただいたところでございます。

これらが本編に関わる、叩き台に関するご意見ということで、欠席の松本先生の意見については事前にちょっと反映させていただいたかたちで、表記のほうをさせていただいて

おりますので、ご説明のほう、これで終わらせていただきます。ご意見いただけたらと思います。よろしくお祈りします。

<村山委員長>

ご説明ありがとうございました。かなり膨大な量なのでちょっと大変ですけれども、いくつか事務局のほうからこういうところを議論してほしい、というリクエストもありましたが、まずそれはもうちょっと後にしておいてですね、まず、今のご説明の中で分からなかったこととか、記述されている内容について、何か改善の提案がございましたらご発言をお願いしたいと思います。

朝日委員。

<朝日委員>

資料編のほうでもよろしいでしょうか。資料編のほうの指摘でもよろしいでしょうか。

<村山委員長>

はい、かまいません。

<朝日委員>

63 ページのところなのですが、津波浸水想定において、もし移転するならばということ を明記されている部分がありますけれども、資料編の 63 ページのところですね。移転先 についてのことが明示されてまして、この表 5 の 2 の下のところになりますが、そこでは、 比較的容易に転用できるものとして、農地を活用するというようなこともちょっと書かれて いて、確かにそうなんだけれども、そうすると農地をそういうふうに変えなきゃいけない みたいなイメージに取られるのはちょっと良くないのかなと、むしろ、例えば空き家を上 手く、古い空き家を更地にしたものを利用するとか、色々な方策がきっとあるんじゃない のかなっていうようにちょっと思ったんです。

なので、もう少し広くこの辺の転用の部分を考えてもいいんじゃないかと。例えば、も うちょっとアイデア出し合って転用できる所を探すみたいな、というような観点を入れ込 んでも、農地もひとつなんだと思いますが、他にもあるのではないかなというふうに思い ました。

<村山委員長>

いかがでしょうか。この辺、僕もちょっと気になってる点ではありますけれども、浸水 想定区域の人口をゼロにして、それで移転した場合の仮の計算ですよね。結構、これ、書 いてあることはきつい内容でして、指針を検討したときには現状維持というのもあったし、 集約型の移転と新しく開発して、っていうのもありましたし。

これだと何となく、指針で言うと新市街地を作るやつのシナリオしか書いてないように 見えるんですね。ちょっと、それが気になりますけれども。朝日委員のご質問も含めて、 コメントをお願いします。

<事務局>

この 6 の津波災害の対応の検討ということで、移転に関する必要な市街地の面積を想定 した場合、現在の市街地内に、一旦は、現状の人口は入れ込むイメージはあるんです。

つまりは、現状の人口が、将来 20 年先に人口が減ると。減った分に関しては、その区 域内で人口を戻す計算はしております。

つまり、現状も空き家があるので問題があるんですけども、現状が今、妥当であると思 えばその人口を、市街化区域・市街化調整区域含めて郊外にある浸水区域内の人口を一 旦収めるような内容で、そこからあふれ出た人たちはどれぐらいの規模でどうなるかとい う想定をしています。

ただ、その内容の説明になっていませんので、今のようなお話が出てしまうということ。

それから、もっと密度を高めて市街化区域のことをやる、というようなことも表記の中にはもちろんないので、これは資料編に載せるべきなのかどうかも含めて考えたいなどというふうに思いますが、市町から求められている資料として記載をさせていただきましたので、その辺り。

<事務局>

確かに委員がおっしゃられるようにまずは市街化区域内を、農地に限らず、未利用地もございましょうし、市街化区域内の密度の低いところもございしますので、まずその辺を整理をしたうえでということになるかと思えますし、指針に書かせていただいたように3つのパターンを考えてましたので、やはり何か載せるのであれば、ここもこれだけ市街化区域外の確保だけを書くんじゃないかと、書くのであればやはり、前回作りました指針の考え方をベースに書くべきかなと思えますので、ちょっと記述内容についてはまた検討したほうがいいかなと思えます。

<村山委員長>

これは県の計画、基本方針なので難しいですね。

この間の被害低減のための指針っていうのは基本的に、市町がマスタープランを作るときにそれぞれの特性に応じて、3つのシナリオを参考にしながらやりなさいという内容ですので、その市町のレベルでこういったシミュレーションをやって、どういうシナリオが良さそうかっていうのを検討すべきなんですけれども、県がやるとやっぱり全域を計算しなければいけなくて、そのときに困るのは、各市町の事情を今の段階では分かっていませんので、この計算をするにしても、安易にシナリオを作っちゃうのも逆に誤解を与えるのかなっていう、つまり指針との内容と矛盾するので、指針の概要をここに書くぐらいのほうが本当はいいのでしょう。

過去最大や理論上最大クラスの中に今、住んでる人の人数とか面積なんかは、これは事実ですので、それは記載するとして、それをどうするかについてはやっぱり市町で検討するんだと。そのときの指針を作ったんだっていうことを書いていただくのが良くて、それとあと、その朝日先生がおっしゃられたように、農地の開発と直結させるとちょっとまずいですよね。色々な未利用地の活用とかもある。農地はできれば残したいわけです。

でもこれ、市町からこういう資料を提供してほしいという要望があったんですか。

<事務局>

一旦は全体の根本のイメージをっていう感じだったもので示していますが、そこはこういうものに載せるものではないので、今のお話では載せるものではないので。

<村山委員長>

そうですね。その辺、市町のかたにもご説明して、この委員会としてはやっぱり指針をベースにやっていくべきだという意見だと思います、はい。

朝日委員、お願いします。

<朝日委員>

今の市町の方達の要望というのもあったのであれば、もうちょっと、例えば、色々な想定のものも載けるとだいたい、イメージが薄れるのかなというふうにも思えますので、そこも含めて今、委員長が言われた部分として検討してもらって、言葉を添えてもらうとだいたいこの文章の意味、感じがあるのではないかと思いますので、その辺、私としてはもう絶対っていう、これはっていう市町の要望もありますので、そこは逆にご検討いただければと思います。

<事務局>

基本方針として僕も出すのはどうかなと、委員長が言われるようにどうかなと思えます

ので、多分その都市計画区域マスタープランの中で市街地規模の拡大の、要は、以前ですと保留フレームの、市街地拡大の余地っていうところを示す際にはそれぞれの都市計画区域ですね、将来的には危険な区域の人口密度を減らして、拡大の余地がもしかすると出てくるかも分からないので、区域マスのその具体の市街地規模の設定のところですね、こういうものも、もしかすると使う区域が出てくるのかなと思いますので、ちょっと基本方針ではあまり、ここまで書くのはいかがなものかなと思いますので、その区域マスを作っていく中で、市町と調整の中でこういう数字も市町に示しながら、そういう整理を次のステップでやればいいのかないかなというふうに思いますので、そうさせていただいたらいいかと思えますけども。

<村山委員長>

よく分かりました。よろしいでしょうか。

<朝日委員>

はい。

<村山委員長>

いずれにしても、でも大雑把なシミュレーションになりますよね。都市計画区域でやるとしても。だから、ここを出せる市街地の拡大面積っていうのはあくまでもマックスの値で、それを全部やっちゃうと農地もつぶされるわけですので、それをコンパクト化とか色々なかたちでなるべく避けていく、っていうのがこの集約型の取り組みのポイントだと思うので、その辺の説明がやっぱりあるといいですね。見ると、これだけ市街地拡大しちゃっていいのかみたいに見られちゃって。

<事務局>

そうですね、あまりにも。

<村山委員長>

そう、捉える人もいるかもしれないです。他にいかがでしょうか。

<井上委員>

よろしいでしょうか。

<村山委員長>

はい。

<井上委員>

26 ページの「快適な生活環境実現」の中の下水道の普及率ですね。三重県がかなり、全国規模から見ると低いというところで、やはり環境問題にも影響してくるようなところでございますので、一応、普及率の低い伊勢志摩圏域や東紀州圏域では低くなっていると。ここは一番、今後、津波災害など大変な地域の中には入っておりますので、いわゆる、皆さんのそういうときの衛生問題とかそういうライフラインなり、下水道の処理の方向づけっていうのを、ただの普及率が低いとか、今こういうふうになっているということではなくて、今後、どのように三重県としては方向づけをしているかっていうふうなものを明記していただけたらいいんじゃないかな。一番生活には本当に、下水の処理っていうのが問題になってくると思いますので、一度そういうところもちょっとお考えいただければなと思います。

<村山委員長>

いかがでしょうか。

<事務局>

委員がおっしゃられますように、まさにここで見つけた課題が、非常に大切なものが出てきます。こういったものについて、各圏域ごとであるとか、区域ごとでの整備

に合わせる課題のひとつとして明確に挙げたうえで、防災上の観点、色々な観点、今、その内の3つぐらい挙げていますが、そういったところへ幅を広げて表記できたらということで、今後の圏域マスタープランや区域マスタープランのほうで明確にさせていただきますので、よろしくお願いします。

<村山委員長>

今のお話で、関連するもので私からなんですが、下水道の整備の状況が悪いと。都市計画道路も整備率が低いとかいろいろこういう、昔計画したものがフルには実現されていないという現状がございます。

それで、最近というか、成長時代は整備されていないのでどんどん整備しようという発想で来ているんですけども、最近は下水道ビジョンとかもできて、例えばこの間、亀山市で議論したのは、昔作った下水道計画の区域を狭くするんですね。

狭くしないとインフラが大きくなりすぎてしまって、今後維持できなくなるし、その減らすところっていうのはあんまり人が住んでいないところで、浄化槽で処理するのも衛生上問題なかと、そういう考えのもとで、下水道のネットワークを小さくするような方向で今、動いていると思いますので、それが実は41ページあたりに書いてある集約型都市構造を作ろう、と言ったときにも実は関係していて、ここでは拠点ネットワーク、市街地の範囲っていうことが書いてあるんですけども、市街地の範囲をあまり広げないためにもあまり大きなインフラはこれ以上作らないっていう方針を、つまり、適正サイズにダウンサイジングしていく。ライフサイジングとかって言いますけど、そういうような発想が多分必要のかなというふうに思います。

もちろん、人口が集中していて、これからもそこは街の中でも人口が維持される場所であれば、そこに適切な下水道のシステムを入れるというのはもちろんあると思うんですけども、人口が減っていくようなところに既存の計画で入る計画になっている場合、それを見直すっていうことも必要だと思いますので、その辺を41ページに書けないかなというふうに、少し思いました。

これはすべてのインフラがそうで、都市計画道路も昔は交通量が増えるだろうと思って計画したやつが、今となつてはあんまり交通量もないし、むしろこの集約型都市構造の発想っていうのは公共交通とか徒歩とか自転車に指向していますので、その場合、それほど必要じゃないところっていうのを見直していこうと思います。そういうインフラの話少し入れると、ここはいいんじゃないかなと思います。実際、三重県の都市計画道路の見直しとかやっていますけど、この間も審議ありましたけれども、あれをもう少し強力に進めていく必要もあるかなと思ってます。その辺、上手く追加していただけるといいと思います。

よろしいでしょうか。

<事務局>

そうですね、言われるようにですね、亀山の例もそうですし、今すべてを下水道で処理するのではなくて、合併浄化槽であったり、集合的な合併浄化槽とか集落排水とか色々な手法で、人口も減っていく中ですので、すべてを下水道でまかなおうというのは困難になってきますので、下水道計画のほうの見直しも各圏域でされてますしね。

一番適切な生活排水処理の手法っていうのは、生活排水処理アクションプログラムでしたか、三重県はそういうのを定めて、色々な手法を使ってやっていくということをやっていますので、下水道のエリアについてもより適切なエリア設定をしながら進めていく、というふうに考えておりますし、基本的なところはまた49ページの、下水道に関してだけ言えばですね、主な都市施設の整備に関する方針っていうところが、今回は細かく書いてませんが、そういうところでも、これからの下水道の考え方というのは示していくこ

とになるかと思いますので、委員のご指摘のようなこともふまえた記述にしていきたいと思えます。

<村山委員長>

ここに書いてありましたね。必要に応じて事業区域の見直しをやるのかってあります。分かりました。

他にいかがでしょうか。もうひとつ、41 ページのところ、やはりそこなんですけれども、これは基本的に集約型都市構造を作るための、引っ張るほうの施策が書いてあります。拠点を作るとかネットワークを形成するとか。市街地の範囲もあまり拡大しないと、例外は少しあると。

それを進めていくと結果的に低密度化する、あるいは、松本先生は「勇気ある撤退」というちょっと強い言葉を使われますが、場合によっては低密度化の先は、もうそこに人がいなくなるっていうことかもしれません。

そういう低密度化の市街地のシナリオをやっぱり考えなきゃいけない、これは日本国中どこでもできていないんですけれども、そのことの重要性を何かここで書けるといいのかなと。これは国が制度を用意しているわけでもありませんので、三重県内の自治体ですら低密度化しちゃっているところの現状すう勢を見据えながら、どういうふうにしたらいいのかっていうのをみんなで考えるしかないと思うんですよね。

なので、その議論をするとか、そういうような内容をここに、③の中でもいいですし、④としてひとつ加えてもいいかもしれません。何か、市街地の低密度化についての検討を入れてほしいなというふうに思います。

どこもそれが悩みで、なかなか立地適正化計画とかの区域指定しようとするときもですね、思い切ったことができないとか、やはり地権者の意見もありますので、なかなか現状の市街化区域の範囲から中々狭くできないというような、居住誘導区域とかですね。そういう現状があるので、そのところが書けるといいなというふうに思います。ご検討いただければと思います。

<事務局>

よろしいですか。

<村山委員長>

何かコメントあればよろしくお願いします。

<事務局>

書くようにいたします。

<村山委員長>

そうですか、ありがとうございます。あと、いかがでしょうか。

私ばかりで申し訳ありません。40 ページのところに土地利用検討区域の設定の考え方で、災害原因種別が書いてありますけれども、活断層がないんですよね。

実はこの前、鈴鹿市内で活断層があると推定される上に宅地開発の計画が出てきそうで、ただ、その活断層も本当にそこにあるかどうか科学的によく分からないってことがあって、自治体のかたがそれは、専門のかたに問い合わせでどうしようかって悩んでいるところなんですけど、そもそも、どうして活断層がこういうところに入ってなかったんです。これは県のやつも市のやつもそうだったんですか。

<事務局>

地震津波の指針を作るときに南海トラフ地震と活断層 3 つですね、桑名、四日市断層と布引でした。3 つの断層について、もともとの防災対策部が作った想定の中に 3 つの直下型地震についての震度分布図も作られておりますので、その震度分布図に応じた対策

を考えていくということで、地震津波指針のほうでは直下型も含めて考えてあるというのが前提ではございます。

ただ、具体の、いわゆる直下型、要は断層がどこまで通っているのかっていうのは一定の幅があるので、地域防災計画の中にも、活断層の周辺には防災拠点みたいなものは作らないようにしようっていう、そういうレベルでしか多分書いてなくて。

熊本みたいに表面に出てくればその線が、どれぐらいの幅を土地利用制限するかとかそんな話もあるのかもわかりませんが、あくまで今、三重県でデータとして載ってるのは直下型地震による震度の強いところ。

<村山委員長>

大きな断層ということですね。

<事務局>

それは示していますので。

<村山委員長>

それがこの場合は地震に入ってるわけですよ。分かりました。鈴鹿市の例は多分もっと小さい断層で、想定図によってある場合とない場合があってちょっと困ってるわけです。そういう大きな活断層に関してはこっちに、すでに入ってるということですね。ありがとうございました。

他にいかがでしょうか。もし、今すぐになれば、事務局のほうから少しリクエストのあった要検討事項について議論したいと思いたいです。

私の理解が正しければ、38 ページのところからこの都市づくりの方向と施策の柱がまとめてありまして、この都市づくりの方向っていうのは、四角で始まる美しく魅力と個性にあふれる地域づくりとか、便利で効率的な地域づくりっていうことですよ。それを実現するにあたっての施策の柱がこの青字で書いてあるところで、これはもう少し、詳細に書いたほうがいいんじゃないかというようなご意見で。

<事務局>

そうです、ちょっと説明させていただきます。今回、より明確に課題がなっていて、分析やデータというものを非常に入手しやすくなっているということはあるんですが、都市計画っていうのはあまりにも長いスパンの中でやっているものですから、専門家ではないんですけど、都市計画をやっている者だけが物事を妥当だとか、これは正しいんだと言ってもらってるんですけど、数値であるとか、わかりやすい、評価できるものであるとか、そういったもので示せないものなのかって言われているのがひとつです。

<村山委員長>

数字、数値なんですか。

<事務局>

まず数値目標を立てて 10 年後、20 年後に、この数値がどこまでいったんだという評価ができないものなのか、これがまずひとつあります。そういったことを考え合わせると都市づくり、今から作るのかとか、形成、形成するのかということに対して、維持であるとか質の向上であるとか、あるいは、場合によっては言いにくいことを書かざるを得ない表記になるのではないのか、ということが意見としてありました。

その中で、私どもとしては、災害に関するリスクの高い区域については撤退しましょうねというか、移転するなり、強固にしましょうねという表記を挙げさせていただいて、これはよく議論されて委員の皆さまから意見をもらって、やって、住民の合意もできた。

こういうものが、ここにある基本方針の中でもいくつか出てくると非常に分かりやすいかなという、一個の指針を作ってすごい良かったのですから、こちらでも、色々な意味で

有識者の皆さまの意見や住民の皆さんの意見を合わせてですね、表記できるものがあればという点です。私どももこの基本方針の中に数値目標をかかげるべきかどうかも含めて、悩んではいるところなんです。

ですので、ちょっと触れずにこのまま置いてしまったというところがあるんですが、アイデアが何か、ご参考になるようなお話があればお聞かせいただいて、この辺りを考えていきたいなと思っているんですけども。

<村山委員長>

分かりました。確かに、地震・津波の指針はかなり明確に書けたので、そこだけ細かいんですよね、基本方針の中で。ああいうようなことで、例えば公園とか歴史文化とかそういうところでできないかという。5つぐらい小委員会作らなきゃいけないかもしれませんが。ですけど、今できることもあるかもしれません。その辺、自由に意見交換できればと思います。いかがでしょうか。

例えば、公園のところで、今まで1人あたりの公園面積10平米ぐらい、というのを目標としているんですよね。これは1人あたりにすると人口が減ってくるので、何もやらなくても達成できちゃうんですけど、差があって、1人あたりの面積が低いところもあるってことで、だからこれも、1人あたりの面積が低いところは整備すべきだという主張もできるし、そもそも施設としての都市公園だけではなくて、農地とか海岸とか河川敷とか、田んぼ、農地ですね。

そういった施設としての公園じゃない緑地とかオープンスペースってございますよね。本当はそういうのも含めた、公園ではなくて緑地オープンスペースというようなかたちで面積を評価したりするといいのかなということと、そういうものをできるだけ保全したいということとか。あとは緑地オープンスペースのさまざまな効用がありますよね。レクリエーションの場だけではなくて防災の機能を持っているとか、あるいは、都市部だとヒートアイランド現象の緩和につながっているとか、空気がきれいになるとかですね。そういう色々な機能を持っているので、引き続き重要だというようなふくらませ方もあるのかなと。

あと、もうひとつ、今、何か言おうと思ってたんですが、例えば、生物多様性の観点から見るとこういう緑地オープンスペースがつながっていることが重要で、面積ではなくてネットワークなんですよね。緑地計画の専門家ではないので、その辺はもう少し確に本当は言わなければいけません、そういうような話はあって、じゃあ、それを指標化するかというと、今度は三重県の緑地系の計画の体系がそうならなければなかなか、ここで位置づけられないなっていうのが正直なところなんです。だから、少なくとも今、緑地計画系の部署でやってらっしゃる色々な施策を上手くここに反映できる、というようなことかもしれません。ここで勝手に方向性を決めてしまってもちょっとまずいかなと思います。

あとひとつ、大事な、アクセシビリティですね。住んでる場所から歩いてその公園とかにアクセスできるかという観点から、この公園緑地整備の方針を考えるっていう、ありますね。そうすると、平均すると1人あたり10平米あるように見えるけれども、結構へんぴなところに大きな公園があるから計算上そうなるだけで、市街地の部分に、身近なところにあんまり公園とか緑がないという市街地もあって、それは質はあまり良くないわけです。そんなところはあることはあると思う。すみません、思いつきで言いましたけれど。

ただ、こういう話は各自治体で数値目標を作って、あるいは今申し上げたようなことを少し総合的な戦略として持って展開して、それができてるかできてないかの評価っていうのはしやすいと思うんですけども、県レベルでそれをやるっていうのが意味があるのかも

うかっていう、公園に関してはちょっと思うところがございます。むしろ、今までの施設としての公園の整備と維持管理を超えて、もう少し広い考え方で緑地オープンスペースを作っていく、維持していくんだっていうような方針を書くことがここでは重要なのかなっていう気もします。

<井上委員>

よろしいでしょうか。今、村山先生がおっしゃった、この緑豊かな都市づくりっていう大まかな、これは三重県全体のことなんですよね。各市町では開発された中に、団地では当然、公園っていうスペースを取らなければならない。

そういうようなところはよろしいんですが、じゃあ市街地の中に、何も無いところに公園作るっていうのは難しい話かなと。そうすると、今、公共施設がございましてよね。その整備でやはり人が集まってきやすい、三重県で言えば博物館の周りの整備で緑を多くし、人がたくさん寄って来れるような施策とかそういうふうなところがあれば、また活発にこの三重県の良さも表現できるんじゃないかなと。ふと今、村山先生のお話を聞いていて思いました。

<村山委員長>

ありがとうございます。

<朝日委員>

すみません。

<村山委員長>

どうぞ。

<朝日委員>

今、こちらに書かれているものはどちらかというと、三重県独自じゃなくて日本でもどこでも言える内容の表現の仕方のような気もするんですね。それで、やはり、三重県でこの都市づくりの方向性を考えたときに、もう少しそこをふまえてその柱の文言なんですけれども、そこを考えてみるっていうことが、先ほど言われた県民にとっての分かりやすさっていうところに直結してくるのではないかな、というように思います。

私が今現在、具体的にこれがいいって言うのはちょっと申し上げできないんですけれども、一点はそういう方向性で検討したらよろしいのではないかと。それから、あともう一点の数値目標については、やはり、県全体でひとつひとつの目標値を指し示すっていうのはかなり難しく、県全体で、個々の地域の特性ではない部分でもし言える箇所があれば数値目標を設定するけれども、逆に、北から南までかなり構造も違いますので、共通できないところの部分にはあえてそういうことは考えなくてもいいのではないかな、というように思います。

それから、3つ目に言われていた維持であるとか形成っていう、そちらの観点ですけれども、やはり、この形成っていうものだと、新たに作るという意味合いがどうしても強くなりがちではあると思うんですね。

ですので、そこを、形成という言葉を使わないで、先ほど言われた質の向上っていうところでもう少しコンパクトなカタチで集約化するんだけど、その代わりに質が上がるんだっていうのは先ほどコンパクトにするととても、逆にマイナス面みたいなイメージが少しとらわれがちだけれども、でもそのかわりに住みやすくなるんだとか、街づくりとしての水準が高まるんだっていうところがあると、今日ご欠席の、先ほどお話の松本先生から言われているような少し夢が持てるっていう、そういうところを補えることにつながるのではないかと思います。

逆に意見というか、私のこういうふうにするといいんじゃないかなという意見です。

<事務局>

表現のところで、私ども、上のほうに大まかな案というかたちで上げて説明をしておる中で、私たち、この指針を作るにあたって前回、10年前の基本方針の見直しっていうかたちで、ここはこう変わりましたよ、というかたちで示すところもあって、やはり、前の5つの柱っていうのをふまえて書いている。

年々、この10年前、20年前のものは同じようなかたちで柱というものを考えていると思うんですけども、そんな中で、どうしても事務をやっている中で最大公約数っていうか、柔らかくて間違いでない、そういう言葉の表現っていうものをどうしても選んでしまってるんですね。言われているのは色々変わってきて、明らかに変わってきているのに前の言葉遣いを踏襲したような言い方をしている中で、言われたのは都市づくりって言いながら何を作る、例えば公園ですと正直、整備っていう、新しく供用を増やすっていうようなことは考えてないような中でですね、都市づくりって言ったら誤解を与えるだろうとか。

これを具体的なかたちで書かないと次の10年後に何をやろうとして、どこを評価したらいいのか分からないようなものの表現の仕方ではまずいんじゃないか、というふうな問われ方をしたという理解をしまして、前の踏襲というふうなところに関わらず、今の現状をふまえた表現に変えるかたちは、ちょっと今おっしゃるようにどう具体的に変わらいいのかっていうアイデアが、まだちょっとおぼろに、維持とか現状をキープするというような意味のことを書きたいと思うんですけど、今、適当なことはまだアイデアとして持っていないんですけども、そういったことを考えてこの部分については見直しをしたいっていうことと、さっき朝日先生がおっしゃったように数値目標っていうのは、例えば何かここに書いてですね、1個1個、アクションプランのようなかたちで明確な数値目標を書くという種類のものではないと思うので、必ずしもそうする必要はないと思うんですけども、何か、おっしゃったように、数字を、これは県全体のことで示せるようなものがあればそれは示したいと思いますし、個別のものについては圏域マスタープランなりで目標を示すというふうに言ってますので、そんな中でやっていきたいというふうなかたちで、やはりここは見直しを、お時間をいただいて提案をさせていただきたいな、というふうに思っています。

<村山委員長>

都市づくりの方向で、施策の柱の説明っていうのは38ページにしかないんですよ、今のところ。今、この施策の柱とかの文言とか少し古いかもしれないとか、そういうことでしたけれども、結局、これを例えば、書き換えるっていうこともできるわけですよ。

つまり、この施策の柱の下にいろいろヒエラルキーになって、色々な具体的なことが階層的に何か位置づけられているわけではないので、38ページの内容を見直せばいい話なわけですよ。

だからそういう意味ではあまり、現行の都市マスタープランの柱を踏襲したやり方じゃなくてもいいのかもしれない。それで、どうも階層的にこうやって書いていくことにすごく最近、無理を感じていてですね、一方で今、この基本方針の議論で非常に細かいところで明快な方針をもって書いている部分があるので、そういうことの説明がここに書かれていけばいいのかなっていう気もしてきました。

例えば、総合計画だと施策の柱みたいなのが各分野に、施策がどんどん細分化されているという、ひとつの階層的な体系を作るわけですけども、基本方針なのでそういうふうでもないのかな。

なので、この都市づくりの方向っていうのは議論して一応設定しましたので、それは見出しとしては取っておいて、その中の説明で先ほどのように公園とかももう少し緑地とか、

オープンスペースに拡大解釈して、公共施設内の緑化とか農地とか、自分の家の庭とか、そういうことも含めた総合的な緑の環境の形成に着目するとか、何か、市町が都市計画マスタープランを作るときの視点をちゃんと、出してあげるといふふうにしてもいいかもしれない。

だから、これからの都市づくりの方向と施策の柱じゃなくて、これからの都市づくりの視点とかがあっていうふうにしてしまって、ここでいろいろ議論していることを、少しまとめるというやり方もあるのかなと思いました。

例えば、津波が来るのでそれに対して土地利用として対応していくっていう、すごく明快な戦略があるんですけど、それがやっぱりここには何も書いてないんですよね。それは安全・安心な地域づくりの中で安心して住み続けられる都市を目指すとか、安全・安心な生活環境の創造っていう抽象的なことではなくて、都市計画の方針としてどうするんだっていうことをここに書くというのはおかしい。

便利で効率的な地域づくりっていうのは色々な拠点形成の話とか、それをネットワークでつなぐといった話なのでそういうことでしょうし、活力ある地域づくりは産業の誘致とかそういうことがあって、それは幹線道路沿いのところでやっていくんだけど、全体として工業団地を作り過ぎないようにある程度、県として制御する必要があると思います。そういう具体的な方針を、視点を書くと言っても。

一方で、松本委員から言われているとおり、夢が持てる書き方というか三重県での暮らしってどういうふうになるのかっていうことも、書きたい部分もあって、今、私が申し上げた都市づくりの視点っていうのはそういうことは一切入らないものですから、それとは別に何か、この三重県の都市のビジョンみたいなものとか、生活とか、暮らしのイメージみたいなこととか本当は書けるといいんですけども、それは難しいですよ。

私も得意じゃないんですけども、書こうとするとすごく陳腐な表現になってしまって。どうしたらいいですかね、それは。県の上位計画のところであんな、何か生活のイメージとかが何か明記されてるものってありますか。そのキーワードを拾っていてもいいかもしれない。最近でしたっけ、総合計画。

<事務局>

そうですね、改定もしました。

<村山委員長>

そんな古くないですよ。

<事務局>

行動計画も見直してます。

<村山委員長>

そうですね。多分、そこでどんな県を目指すとか多分書かれてると思うんです。そこら辺から全部写してもいいのかもしれませんが、特に、都市づくりに関わる部分に着目して抽出して、それを目指すビジョンとして。上位計画との整合も求められますので、そうするといふのかな。ここで何か適当に新たに作ってしまうとまた混乱するだけなので。

多分、教育のこととかですね、そういうことは都市計画から随分離れてますのでそういうところは削除しちゃって、環境とか交通とか都市とか、暮らしみたいなどのビジョンを上手く抽出してここに入れて、そういうものを実現するために、しかも、それを超高齢社会の人口減少、財政難のもとでやると。そのときの都市計画の考え方とか視点としては、こうこうこういうものですよっていう説明を。

加えて、それで具体的な、今、39ページ以降に書いてある非常に都市計画のテクニカルなことに入っていきっていく、そういう構成もあるってことですね。他にもあるかもしれ

ません。ひとつのアイデアとして提示します。

あとは、どうでしょう。この辺の議論であともう少し、こういうところを議論すべきだというのがもしありましたら。

<井上委員>

この安全・安心な地域づくりの施策の柱、自然災害に強い市街地の形成。これをもう少し、何か具体的な言葉って言いますか、方針的な書き方っていうのはできないんでしょうか。

<事務局>

そうですね、先ほど委員長も言われましたように方針を一行のタイトルにして、またこの施策の柱を一行のタイトルにしていますので、ちょっと非常に苦しくなっているのですが、やはり施策の柱として残すのかどうか、また検討しないといけないですけど、やはり中身をここで書かないとキャッチフレーズばかり書いているような感じになってますので、ここはより具体性のある中身を書いていきたいと思えますし、先ほど委員が言われました、安全・安心な地域づくりについてこの一行の自然災害について、市街地の形成ということではなくて、もう少し中身をしっかり書いたうえで、もし、それを取りまとめる言葉があるのならばそれはまた、考えてることもあるかもわかりませんが、具体の中身をもう少しちゃんと書いていきたいと思えますので、ご指摘いただきましたように色々な上位計画がございますので、それらを、上位計画を達成するための、都市計画としての取り組みがあるのであればそういうところを含めて、考えていきたいなと思えます。

ちょっと中途半端な状態で2回目の委員会にお示ししてしまっていて、申し訳ございません。もう少し、また、我々のほうもよく今日のご意見をふまえてここを、部内のほうも含めて考えたうえで、また追って委員の皆さまにもご意見いただきたいと思えますけど、とりあえず今日いただける意見がございましたらまた、よろしくお願ひします。

<村山委員長>

分かりました。ありがとうございます。先ほど、数値目標のところ、あんまり県の計画に数値目標は書けないんじゃないかっていう趣旨の発言をしましたがけれども、例えば、広域にまたがることについては、あるかもしれません。

例えば、東紀州のエリアから北勢までの、例えば所要時間が短縮されるっていうのはひとつ、特に東紀州の皆さんの色々なモビリティを上げることにもありますよね。

それっていうのは、各圏域とか各都市計画区域とかでやれることではなくて、県全体としてきちっとした交通インフラを作って、維持するっていうことによって初めて達成されることなので、例えば移動の時間短縮でいいのかわかりませんが、そういった指標は県レベルでしかできない指標ですよ。

あとは、津波被害が想定されている土地利用検討区域内の人口が下がっていくということは、それだけ災害が来たときに対応しなければいけない人数が減りますので、それはいいことですね。その土地利用検討区域内の人口を徐々に減らしていくっていうような指標も、やっぱり県として出してもいいのかもしれない。

<朝日委員>

今の委員長がお話があったようなことの方角性の中では、例えば各地域の特性のある部分ということは、逆に他地域からするとそれは補完的な、産業構造であるとかそういうことにも最終的につながっていくんじゃないかと思うんですよ。だから、とおりの方向性を示すっていうよりは、ここで書かれる部分としてはその違いが両者の補完に関わり、それが例えば安心・安全に最終的につながるんだしたら、県にとってはそれは、県民の人たちにとってはそれはとてもよいことにもなるっていうところは、私はちょっと重

要かなと言うふうにも思いますので、県全体として書く部分っていうものが私自身も必要なんじゃないかというふうに思います。

<村山委員長>

37 ページの図の 3 の 1 を見れば見るほど、やっぱり書き方が古いなと思い始めてしましまして、確かに現行のマスタープランからの継続性はあるような気もするのです。

一旦、白紙にしちゃって考え直すというのもひとつの手だと思います。後ろのほうがかかなり充実してきて明快な視点が出てますので、それを上手く県のビジョンとつなぐようなかたちで再構成できるといいですね。2 回目の委員会、もっと早く言っておけば良かったのかもしれない。

今、後ろのほうが発達してきた段階で改めて見ると、再検討すべきかなと思いますので。他に、柳川委員、ご発言を良かったら。もし何かあれば。

<柳川委員>

都市計画に専門的に携わってない私から見たら正直、まったく分からない、分かりにくい、意見すら述べられないぐらい分からないです。

38 ページにある、この 1 番大きな見出しよりも、この中のほうの県民との協働による都市づくりだったり、そっちのほうが入ってきやすいので、具体性もあって。すごく専門的で分かりにくいなっていう意見しか、今のところ申し上げることがありません。

あと、ちょっと思ってたのは、この活力ある地域づくりっていうのもですね、例えば広域道路ネットワーク等を活かした産業集積っていうふうな部分、製造業であったりそういう工業関係の誘致であったり、それから集約化みたいなことがイメージできますし、ただ、例えば個性を活かした集客交流の推進っていうのはまたちょっとジャンルが違うと言いますか、工業系とどっちかという観光・テーマパーク系っていうのとまたちょっと違うかな、というふうにも思うんで、やっぱりこの枠組みっていうのは 1 回、白紙にしてもう一度考えたほうがいいかなっていうふうにも思います。

今まではなかったものを作ってくるっていう観点から、ずっと何とかづくりっていうふうな表現で来た部分がありますけれども、今ある既存のものをどういうふう集約化したり取りまとめをしたり、活かしていくかっていう、既存のものに対する視点でこれから政策を考えていくっていう部分でいくと、先ほどから皆さまがおっしゃられた「づくり」っていう言葉はやっぱりそぐわないのかなというふうにも感じながら、お話を聞かせていただいております。

<村山委員長>

ありがとうございます、重要な視点です。やっぱり 38 ページのところがミソですね、今回の。総合計画との関連で書くと分かりやすくなるのかなっていうのは直感的にはしていますので、その辺を中心にやっていただけたらと思います。

あと、パブコメに出したときにやっぱり分からないというふうに言われる可能性があって、その提示の仕方ですよ。都市計画法に基づく文章なので構成上こうなってしまうんですけども、概要版を出したりとかちょっとしたチラシじゃないですが、何か県民にプレゼンテーションするときの文書の内容を、そこは結構時間をかけて考えたほうがいいかもしれませんね。パブコメのときというのは、あまり概要版は出さずにこれがぽんと出る感じですよ。

<事務局>

概要版を作る、そうですね。

<村山委員長>

作ります、そうですね。多分、概要版を作るときに、先にこの 38 ページを改良したもの

がバンと出てきて、そこが先に出てきて、こういうふうに出てきたのがこういう課題認識があったからです、具体的に今後の都市計画でこうやりますっていう順序で。

<事務局>

まさにそういうものを作りたいと思っています。

<村山委員長>

そうですね。そこの部分の1番最初に来るのがこの38ページの改良版なので、そこ、大事ですね。

テクニカルなところは一般の県民の皆さんというよりは、むしろ、市町の都市計画担当のかたとか産業のかただと思いますので、そこは逆にぼやかして書いてしまうと分からなくなるので、このぐらいの精度が必要とは思いますが。そのメリハリとプレゼンテーションのところを少し改善できるといいような気がします。

色々議論いたしました。他に全体を通して何かございますでしょうか。これは、もしかすると連絡事項のところから出るとは思いますが、今後の進め方というか、今日いろいろ意見が出て、部分的にはもう一回白紙に戻して検討なんていうことも出てきましたが、今後の検討とそれからパブコメも控えていますので、改めて少し、このあと、どうするかについてご説明いただけないでしょうか。

<事務局>

3の連絡事項にあたりますので、3の連絡事項ということで。

<村山委員長>

そうですね、審議は終わりにして。

<事務局>

よろしいですか。

<村山委員長>

連絡事項のほうをお願いします。

<事務局>

それでは、資料3の検討スケジュールというところをご覧ください。検討スケジュールにありますように、目標は28年の12月26日というふうに日は決まっておりますが、第182回の都市計画審議会へこの小委員会から案を報告する、ということを目録としてしています。

そのため、11月の末ごろ、11月30日ということでもうお話をさせていただいているところなんです。小委員会としての最終提案というかたちでご審議いただいて、このときには今日のような話じゃなくて微修正というかたちになるとは思いますが、させていただきたいと。

まず、本日が10月19日で約1ヶ月半ぐらいの時間がありますので、この間に私ども、市町の検討会や庁内の連絡会議とも調整をしまして、先ほどの案の部分、事務局ももちろん最低限、案を作って考えたいと思いますが、この行程でパブリックコメントを受ける概要版を含めてご提示できるようなかたちで進めたいと。

最後、3月には方針として出すということで183回、3月20日を予定しております審議会のほうへ提示させていただいて、会から答申いただけたらというふうに思っておりますので、流れ的にはこの1ヶ月半ぐらいが最大の山場になるかもわかりません。最終的にパブリックコメントをいただきながら微修正もこちらでもありますので、この間も含めて、できれば詰めたいと思います。

委員の皆さまには資料の案の送付であるとか、状況の報告をさせていただいたうえでの11月30日の審議会にさせていただきます。個別の協議はちょっと難しいですが、ご提案

いただいた委員の皆さまにはご提案に対する回答を含めて後半、お話させていただけたらなというふうに思っております。事務連絡としてのスケジュールについては以上ですが。

<事務局>

ちょっと捕捉をさせてください。第3回の小委員会のところで11月30日のところに米印、検討会議というふうに書いてございます。これは意味合いとしましては、できれば次の会議でのパブリックコメントそのもののようなかたちで示していきたいと思うんですけども、熟度によってはもうパブリックコメント前ということになって、議会への報告等もまだ行われる状態の前でございますので、審議会にもまだ出せないということですので、この会議ですね、公開でやっているんですけども、その完成度にもよるんですけどそのものかたちが出来上がるのであれば、傍聴のかたが自由に持っていきやすいかたちは避けたいと思うので、場合によっては検討会議ってということで、中だけで最終の詰めをするというようなかたちにさせていただきたいなと思ってます。その辺は決めた時点でご案内をさせていただきたいというふうに思っています。

<村山委員長>

検討会議にした場合、もう一度小委員会を開くということはないですよ。あくまでも、実質は同じで、公開か非公開かというところで、資料が表に出るか出ないかっていうところの違いですね。あと、183回の都市計画審議会の日程はまだ決まってないですよ。20日ごろって書いてあるので。

<事務局>

20日ごろです。まだ決まってません。

<村山委員長>

これからですね。分かりました。あとは司会を事務局にお願いしますので。

<栢屋課長>

それでは、村山委員長、どうもありがとうございました。また、委員の皆さまには長時間にわたりましてご審議いただき、ありがとうございました。

これをもちまして、第2回都市計画基本方針の検討小委員会を終了させていただきます。また次回、よろしくお願いたします。

(終わり)